

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定によつて、次の区域を特別保護地区に指定しようとするので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定によつて、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を令和六年六月六日までの間、縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は、当該指針案について、縦覧期間満了の日までに広島県知事に意見書を提出することができる。

令和六年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特別保護地区の名称

宮島鳥獣保護区弥山特別保護地区

二 特別保護地区の区域

廿日市市宮島町地内 の瀬戸内海国立公園特別保護地区（昭和三十二年十月二十三日厚生省告示第三百四十四号で指定）の区域

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

1 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

2 特別保護地区の指定目的

当該区域は、瀬戸内海国立公園特別保護地区内にあって、アカマツ、常緑広葉樹からなる原生林が残され、自然の生態系が極めて良好に維持されており、各種野生鳥獣の保護繁殖上重要な区域であるため、特別保護地区に指定し、特にその生息環境の保全を図る。

3 管理方針

- ・ 区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。

- ・ 特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。
- ・ 農林業等被害及び人身事故防止等のための有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境県民局自然環境課及び西部農林水産事務所林務第一課内にて縦覧する。

一 特別保護地区の名称

三段峡鳥獣保護区三段峡特別保護地区

二 特別保護地区の区域

山県郡安芸太田町地内の西中国山地国定公園特別保護地区（昭和四十四年一月十日厚生省告示第六号で指定）の区域

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区的保護に関する指針案

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

2 特別保護地区の指定目的

当該区域は、西中国山地国定公園特別保護地区内にあって、長大かつ特異な形状の峡谷地形をなし、森林美にも恵まれ、国特別名勝に指定されている。キシツツジ等貴重な植物群落が分布し、多種多様な森林性野生動物の生息地となっているため、特別保護地区に指定し、特にその生息環境の保全を図る。

3 管理方針

- ・区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。
- ・特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。
- ・農林業等被害及び人身事故防止のため有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境県民局自然環境課及び西部農林水産事務所林務第一課内にて縦覧する。

一 特別保護地区的名称

帝釈峡鳥獣保護区帝釈峡特別保護地区

二 特別保護地区的区域

庄原市東城町及び神石郡神石高原町地内の帝釈峡鳥獣保護区内で比婆道後帝釈国定公園第一種特別地域（昭和三十八年七月二十四日厚生省告示第三百三十一号で指定）の区域

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区的保護に関する指針案

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

2 特別保護地区の指定目的

当該区域は、比婆道後帝釈国定公園第一種特別地域内にあって、石灰岩カルストの変化に富んだ地形をなし、国天然記念物指定区域を含んでいる。貴重な植物群落が分布し、

多種多様な森林性野生動物の生息地となつてゐるため、特別保護地区に指定し、特にその生息環境の保全を図る。

3 管理方針

- ・区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう配慮する。
- ・特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要許可行為を別に定める。
- ・農林業等被害及び人身事故防止のため有害鳥獣捕獲については、実情を十分に考慮し適切に対応する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境県民局自然環境課及び北部農林水産事務所林務第一課内にて縦覧する。

一 特別保護地区の名称

斎島周辺鳥獣保護区斎島周辺特別保護地区

二 特別保護地区的区域

呉市蒲刈町地内の仏ヶ崎と黒鼻を結ぶ直線と、仏ヶ崎と呉市下蒲刈町上黒神島を結ぶ直線の交点を起点として、同所から仏ヶ崎と黒鼻を結ぶ直線を南東方に進み、黒鼻に至り、同所から同所と上蒲刈島南東端とを結ぶ直線を北東方に進み、上蒲刈島の南東端に至り、同所から最大満潮時海岸線を北方に進み、豊島大橋（通称あび大橋）との交点に至り、同橋を東方に進み、同橋と豊島の最大満潮時海岸線との交点に至り、同所から豊島の最大満潮時海岸線を東方に進み、豊浜大橋に至り、同所から同橋を東方に進み、大崎下島の最大満潮時海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南東方に進み、呉市豊浜町と呉市豊町との行政界との交点に至り、同所から同海岸線を南西方向に進み、斎島東端に至り、同所から最大満潮時海岸線を西方に進み、同島南西端に至り、同所から同端と下蒲刈町上黒島南東端とを結ぶ直線を北西方に進み、上黒島南東端に至り、同所から同端と蒲刈町仏ヶ崎とを結ぶ直線を北西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域の海面及び豊浜町斎島の最大満潮時海岸線から二キロメートル以内の海面の区域（ただし、上蒲刈島、豊島、大崎下島においては、最大満潮時海岸線から五十メートルの範囲の海面は除く。）

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区的保護に関する指針案

1 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地

2 特別保護地区の指定目的

当該区域は、瀬戸内海国立公園内にあって、アビ渡来群遊海面として国天然記念物に

指定されている。県鳥アビの主要な集団渡来地となつてゐるため、特別保護地区に指定し、特にその生息環境の保全を図る。

3 管理方針

- ・ アビについて、生息調査を行い、区域内の生息環境の把握に努める。
- ・ 特別保護地区においては一定の行為が制限されるが、不要な許可行為を別に定める。
- ・ 特別保護地区の存続期間の範囲で期間を定め特別保護指定区域を指定し、アビの飛来時期の動力船運航規制を行う。その際には、漁業、船舶運航業、生活のための船舶運航等に十分配慮する。

五 前各号に掲げる事項の縦覧場所

広島県環境県民局自然環境課及び西部農林水産事務所林務第一課内にて縦覧する。